『淮南子』天文訓「二十歳刑徳」の「刑」・「徳」運行について

はじめに

つも、古い観念が新しい観念に取って代わられることなく、時に「刑徳」は政治社会の概念から数術のものへと変わりつ的に占術中の神煞(吉神・凶神)となったとする。しかし同徳は陰陽・数術の観念に発展し、後に吉凶宜忌を含み、最終

小

倉

聖

廃されていないとも述べている。

について分析する必要がある。 について分析する必要がある。 について分析する必要がある。

こには太陰の運行と連動した天干・地支の動きから定められこの刑徳に関する基本文献に『淮南子』天文訓があり、そ

要な観念であった。胡文輝氏によると、陰陽学説によって刑・

と連動した陰陽の消長を表す毎月の刑徳運行である「刑徳七 る毎年の刑徳運行である「二十歳刑徳」と、北斗七星の運行 とくにこの中で軍事占等に用いられている二十歳刑徳の刑 がみえる。本論文では数術理論の展開を検討するため、

徳の運行について明らかにする。

第一節 『淮南子』天文訓の「二十歳刑徳」 について

「二十歳刑徳」について、天文訓に、

(原文)

②太陰所居、日爲德、 ①太陰在甲子、刑德合東方宮、 勝。刑、 離十六歳而復合。所以離者、 水辰之木、木辰之水、 辰爲刑。 德剛曰自倍因、柔曰徙所不 常徙所不勝。合四歳而離 刑不得入中宫、 金・火立其處 而徙於木。

〈書き下し〉

る、

①太陰甲子に在れば、刑徳は東方の宮に合し、常に勝たざ を得ずして、木に徙ればなり。 六歳にして復た合す。離るる所以は、 る所に徙る。合すること四歳にして離れ、離るること十 刑中宮に入ること

②太陰の居る所、日は徳爲り、辰は刑爲り。 自ら因を倍すと曰い、柔なれば勝たざる所に徙ると曰う。 **徳は剛なれば**

> 火なれば其の處に立つ。 刑、水なれば辰は木に之き、 木なれば辰は水に之く。

日本語訳

者を②と略称する。 二辰の組み合わせによって表される太陰の毎年の所在におけ に基づく刑・徳の運行である。行論の便宜上、前者を①、 所在の十干・十二辰を起点にして、それぞれと関係した理論 とあり、その運行理論は大別して二種ある。一つは十干と十 ②太陰の居る所(その年の干支)は、日(干)は徳であり、 ①太陰が甲子にあるとき、つまり甲子の年には、刑徳は東方 刑・徳の相勝説に基づく運行である。二つは毎年の太陰 に移動する。刑が金もしくは火ならばその位置に留まる。 が水であれば、辰は木に移動し、刑が木であれば辰は水 柔であれば(相勝の)勝たざる所に移動すると言う。 辰(支)は刑である。徳が剛であればその因を倍すと言い は刑が中宮に入れず、水の後は木に移動するからである。 て十六年移動してから、また出合う。両者が離れる理由 徳が四年は一緒に同じ宮を移動するも、以降別々に離れ の宮に共に居り、常に五行の勝たざる所に移動する。

3 —

る(図一)。 (望)の位置と左右対称に置かれた観念上の天体であ 歳星(木星)の位置と左右対称に置かれた観念上の天体であ

図一 歳星が「丑」にある場合の「太陰」の図



それぞれ表一のようになる。く歳名と歳星の位置関係について述べており、それによるとく歳名と歳星の位置関係について述べており、それによると天文訓では、太陰の十二辰におけるそれぞれの位置に基づ

表一 太陰と歳星の十二辰における位置

太陰	歳星	歳名
寅	#:	摂堤格
加	子	単 閼
辰	亥	執徐
巳	戌	大荒落
午	酉	敦 牂
未	申	協洽
申	未	涒 灘
酉	午	作 鄂
戌	巳	闂 茂
亥	辰	大淵献
子	加	困敦
丑	寅	赤奮若

「歳星」は赤道を一二等分した十二次を移動するとき、毎年一次ずつ移動する。 つまり歳星は、十二辰の間を時計回 まると き 丑~寅を移動するのに対して、「太陰」は逆方向 動するとき 丑~寅を移動するのに対して、「太陰」は逆方向 動するとき 丑~寅を移動すると、歳星は十二辰の間を移動するとき、毎 「歳星」は赤道を一二等分した十二次を移動するとき、毎

図二 歳星と太陰の動き



(*) ①~⑫は「太陰」の移動、●~⑫は歳星の移動である。 (*) 以上が天を十二辰で分割したときの太陰の運行であるが、 太陰は十二辰だけでなく、十干の間も移動する。『爾雅』 釈 太陰は十二辰だけでなく、十平の間も移動する。『

表二 太陰の十干における位置とその歳名

太陰 (十干)	歳名
甲	閼逢
乙	旃蒙
丙	柔兆
丁	強圉
戊	著雍
己	屠維
庚	上章
申	重光
壬	玄黓
癸	昭陽

辰 ごとくである。 太陰の運行に基づく太歳紀年法では、十干(表二)と十二 (表一) の歳名を合わせて各年を表記する。例えば太陰が (閼逢) 寅 (摂堤格) に居る年は「閼逢摂堤格」と称する

違も考慮して、両者の相異なる刑・徳運行理論を検討する。 いて記述したものである。以下では、この太陰の用い方の相 自体を起点にして、相異なる理論によって刑・徳の運行につ 徳の運行の記述であり、 た六十干支に居る場合(六十干支で表された各年)の、刑・ とが分かった。天文訓①は太陰が十干・十二辰を組み合わせ 以上より太陰の運行には、十干及び十二辰の場合があるこ ②は各年の太陰が居る十干・十二辰

第二節 五 宮 宮 る 天文訓①の各年毎の太陰の所在に 刑」・「徳」 の運行と天の

行の木・金・火・水・土を配当している (図三)。 ①では、天を東・西・ 南・北 ・中の五宮に分け、 各宮に五

> 図三 天の五宮と五行

東宮 木

中宮

北宮

水

 $\widehat{\pm}$

南宮

西宮 金 火

宮に居る刑・徳は、 る宮へ移動する。具体的に言えば、 説に基づき、現在居る宮の属する五行の勝たざる五行に属す 徳は木に属する東宮に居る。その後両者は、一年毎に、 ②部分の説明箇所で述べる)。まず一年目の甲子の年に、 する(刑が中宮に入らないのは三合論と関係するが、それは 徳はこの五つの宮、 翌年に相勝説により、 刑は中宮以外の四宮を一年に一度移動 甲子の年に木に属する東 共に木が勝たざる 刑 相勝

図四 刑」・「徳」の一 年 -毎の動き

東宮

(木

金に属する西宮に移動する

(図四)。

北宮 4 IV 水

中宮 $\overset{\text{\tiny (1)}}{\mathrm{I}}$ $\widehat{\pm}$

南宮

火

3 III

西宮 (5)

金

② II

→水で順行し、→の向かう方向の五行に勝つ。 同じ運行を繰り返す。なお五行相勝説は水→火→金→木→土その後徳は⑤の後に①に戻り、刑はⅣの後にⅠに戻ってからその運行は①②③④⑤、刑の運行はⅠⅡⅢⅣの順で一巡し、

そして二十一年目には、最初の一年目のように刑・徳は共なく東宮に戻る。以後両者は別々に運行していくこととなる。し五年目に徳が中宮に入るのに対して、刑は中宮に入ること三・四年目も刑・徳はそれぞれ南・北宮に移動する。しか

一つの周期として刑・徳は運行するのである。

三年目(南宮)と同じように移動していく。つまり二十年を

に東宮に居り、以後二十二・二十三年目は二年目(西宮)・

ついて検討する。次に、太陰を軸とした天文訓②の運行にによる運行である。次に、太陰を軸とした天文訓②の運行に以上の①部分の刑・徳の運行は、天を五つに分けた相勝説

『十二辰』と「刑」・「徳」 第三節 天文訓②における「太陰」の「十干」・

を指している。なお、「日」について天文訓に「東方、木也……この記述は太陰の所在が「日」の場合は徳の移動であることに述べたように、太陰は天干・地支を移動するのであるが、徳の運行について、②に「太陰所居、日爲徳」とある。先

1

徳の運行

柔の二種類に分けられており、甲・丙・戊・庚・壬は皆な剛、動と連動して徳も十干を移動する。徳が運行する天干は剛・ように、「日」とは「天干」を意味する。つまり、太陰の移其日甲乙」、「凡日、甲剛乙柔、丙剛丁柔、以至于癸」とある

たざる方向(相勝説)への移動となっている。これに対して、②によると柔の場合の徳の移動は、五行の勝徳の移動の記述もあるが、これだけでは移動法は不明である。ずれであるかによって、移動法が変わる。②には剛の場合の乙・丁・己・辛・癸は皆な柔で、徳所在の天干が剛・柔のい乙・丁・己・辛・癸は皆な柔で、徳所在の天干が剛・柔のい

壬・癸は北で水となる。 ・子を天文訓に見えるように東・西・南・北・中央の方位 十千を天文訓に見えるように東・西・南・北・中央の方位

図五 十干の方位配当と五行配当

	壬、癸
	水
夷、 辛 (徳)	戊、己
金	土
	丁

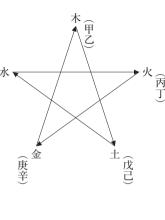
Z

徳

木

天干へと移動することを意味する(図六を参照)。己・辛・癸の場合には、自らの天干が属する五行の勝たざる「柔曰徙所不勝」とは、徳所在の天干が柔、つまり乙・丁・

図六 相勝説と十干



大義』巻二論徳条に、とだし、各五行・方位にはそれぞれ二つの天干が属するが、ただし、各五行・方位にはそれぞれ二つの天干が属するが、ただし、各五行・方位にはそれぞれ二つの天干が属するが、ただし、各五行・方位にはそれぞれ二つの天干が属するが、ただし、各五行・方位にはそれぞれ二つの天干が属するが、ただし、各五行・方位にはそれぞれ二つの天干が属するが、

(原文)

處、乙・丁・己・辛・癸爲陰、卑故配德於陽。有從夫之德在戊。此十于者、甲・丙・戊・庚・壬爲陽、尊故德自德自在、己德在甲、庚德自在、辛德在丙、壬德自在、癸干德者、甲德自在、乙德在庚、丙德自在、丁德在壬、戊

とあり、これによると甲・丙・戊・庚・壬は皆な陽で、

自ら

とならない理由である。

〈書き下し〉

所以不自爲德

夫に從うの義有り、自らは徳と爲らざる所以なり。丁・己・辛・癸は陰爲りて、卑しきが故に徳は自處し、乙・丙・戊・庚・壬は陽爲りて、尊きが故に徳は自處し、乙・氏・戊・庚・壬は陽爲りて、尊きが故に徳は自處し、乙・は自ら在り、丁の徳は壬に在り、戊の徳は庚に在り、丙の徳は自ら在り、丁の徳は自ら在り、乙の徳は庚に在り、丙の徳

〈日本語訳〉

(壬癸)

と表三のようになる。 癸は皆な陰で、「徳を陽に配す」とする。以上を、表にするの天干と同じ位置に在る。これに対して、乙・丁・己・辛・

表三 十干の陽・陰の分類とそれぞれの位置

陽	甲	丙	戊	庚	壬
位置	甲	丙	戊	庚	壬
陰	乙	丁	辛	己	癸
位置	庚	± :	丙	甲	戊

「配徳於陽」とは、乙・丁・辛・己・癸の陰がそれぞれ庚

五ことができる。つまり剛は陽、柔は陰を示し、天文訓はている五行に基づくと、この移動は先述の天文訓の柔の移動を診断に、陰が移動するのは所在の天干に配当されている五行の勝たざる天干への移動である。例えば、陰である乙は木に属するが、実際の位置は木が勝たざる金に属するされている五行の勝たざる天干の陽へ移動する。天文訓では徳が剛の場合と柔の場合について述べるが、それは『五行大義』の陽・陰の移動を参考にして天文訓の柔徳の移動を説明する。
 本に配当なれている五行の勝たざる天干の陽へ移動する。天文訓の柔の移動を必要であるので、『五行大義』の陰の移動を参考にして天文訓の柔徳の移動を説明することができる。つまり剛は陽、柔は陰を示し、天文訓は生・丙・甲・戊の陽へ移動することである。各干に配当されている五行に基づくといる。

ないということである。以上が徳の運行であり、表にすると置するので、徳が剛であるなら、その天干の位置から移動し「自處す」は、甲~壬までの陽が初めの天干と同じ場所に位ば、徳が剛である場合の移動法についても解釈できる。またべているのであろう。このように『五行大義』を参考にすれべているのであろう。このように『五行大義』を参考にすれ

表四、十干の陽・陰の分類とそれぞれの位置

表四のようになる。

陽(剛)	甲(木)	丙(火)	戊(土)	庚(金)	壬(水)
位置	甲(木)	丙(火)	戊(土)	庚(金)	壬(水)
陰(陰)	乙(木)	丁(火)	辛(金)	己(土)	癸(水)
位置	庚(金)	壬(水)	丙(火)	甲(木)	戊(土)

2、刑の運行

『五行大義』のように、徳を陰・陽に分けた場合について述

②に「太陰所居……辰爲刑……刑、水辰之木、木辰之水、

天文訓の別の個所に三合説として見えている。とはできない)。このような十二辰の五行配当については、徳の運行で用いられている相勝説や相生説のみで説明するこ行(土を除く)によって決められている(②の刑の運行は、行 (土を除く)によって決められている(②の刑の運行は、金・火立其處」とあり、刑の運行は各年毎の太陰の居る辰

水生于申、壯于子、死于辰、三辰皆水也。三辰皆土也。金生于巳、壯于酉、死于丑、三辰皆金也。三辰皆土也。金生于巳、壯于酉、死于丑、三辰皆金也。水生于亥、壯于卯、死于未、三辰皆木也。火生于寅、壯木生于亥、壯于卯、死于未、三辰皆木也。火生于寅、壯

(原文)

〈書き下し〉

三辰は皆な水なり。 三辰は皆な水なり。水は申に生じ、子に壯んに、辰に死す、別。火は寅に生じ、中に壯んに、寅に死す、三辰は大なり。土は午に生じ、戌に壯んに、寅に死す、三辰は皆な土なり。水は寅に生じ、卯に壯んに、未に死す、三辰は皆な木なり。大は寅に生じ、卯に壯んに、未に死す、三辰は皆な木なり。

一・三合条によれば、土が無い三合は新しいもので、天文訓に見えない土の配当が見える。しかし『欽定協紀弁方書』巻寅に土、巳・酉・丑に金、申・子・辰に水を配し、刑の運行、これによると、亥・卯・未に木、寅・午・戌に火、午・戌・

を用いないので、土に属する中宮に入れないためと解されるが中宮に入れないとしている理由は、刑の運行では土を含まない前関する記述が見えないように、刑の運行では土を含まない前関する記述が見えないように、刑の運行では土を含まない前関する記述が見えないように、刑の運行では土を含まない前関する記述が見えないように、刑の運行では土を含まない前関する記述が見えないように、刑の運行では土を含まない前関するに、刑の運行では土を含まない前のように土を含む三合は古いものとされている。②には土にのように土を含む三合は古いものとされている。②には土にのように土を含む三合は古いものとされている。②には土にのように土を含む、

図七 三合論における十二辰と 図八 三合会局

(図七・八)。



*)水合局は子・辰・申。金合局

午・戌。木合局は卯・未・亥。は丑・巳・酉。火合局は寅・

以上の三合説と②の記述を基にし、刑の運行を「甲子」の

子から①に見える天の五宮の内、木に属する東宮へ移動するら木の三合の亥・卯・未のいずれかに移動する場合、第二は所の起点は子で、子は三合では水に属するので「刑、水辰之刑の起点は子で、子は三合では水に属するので「刑、水辰之年を例に挙げて説明すると、以下のようになる。甲子の年は、年を例に挙げて説明すると、以下のようになる。甲子の年は、

場合である。

『五行大義』論刑条に、 『五行大義』論刑条に、 『五行大義』論刑条に、変・卯・未への三通りの移動を考え をできないが、それは刑の位置について述べた『五行大義』 できないが、それは刑の位置について述べた『五行大義』 がらは特定できない。後者も天文訓の記述からだけでは特 にできないが、それは刑の位置について述べた『五行大義』 がいらは特定できない。後者も天文訓の記述からだけでは特 はいらは特定できない。後者も天文訓の記述からだけでは特 は、変・卯・未)のいずれかに移

(原文)

位 自刑。 巳刑在申、 故申子辰水之位、 支自相刑者、 未刑在丑、寅刑在巳、 金剛火強、 刑在北方。 『漢書』「翼奉奏事」云「木落歸本、故亥卯未木之 酉自刑、 子刑在卯、 亥自刑、 各還其郷、 刑在東方。申刑在寅、 丑刑在戌。 寅午戌火之位、 巳刑在申、 卯刑在子、 卯刑在子、 故巳酉丑金之位、 申刑在寅。辰午酉亥各 丑刑在戌、 未刑在丑。 子刑在卯、 刑在西方。 刑在南方。 水流向末。 戌刑在未

寅刑在巳、午自刑、戌刑在未」。

(書き下し)

還る、 位で、 に在り、 ŋ は火の位で、 は申に在り、 刑は丑に在る。水流れて末に向かう。故に申子辰は水の は北方に在る。亥は自ら刑し、 に云う「木落ちて本に歸る、故に亥卯未は木の位で、 は寅に在る。辰午酉亥各自ら刑す。『漢書』「翼奉奏事」 に在り、 支自ら相刑するは、 丑の刑は戌に在り、 故に巳酉丑は金の位で、 刑は東方に在る。 辰は自ら刑す。 寅の刑は巳に在り、 酉は自ら刑し、 刑は南方に在る。 子の刑は卯に在り、 金は剛く火は強し、各其の郷に 申の刑は寅に在り、 戌の刑は未に在 丑の刑は戌に在る。 巳の刑は申に在り、 卯の刑は子に在り、 寅の刑は巳に在り、 刑は西方に在る。 卯の刑は子に在 ŋ 未の刑 子の刑は 寅午戌 巳の刑 Ó 卯 刑

〈日本語訳〉

自ら刑し、

戌の刑は未に在る」と。

のである。『漢書』「翼奉奏事」に、「木が朽ち果て本に刑され、申は寅に刑される。辰午酉亥は各々自ら刑するに刑され、未は丑に刑され、寅は巳に刑され、巳は申に卯に刑され、卯は子に刑され、寅は民に刑され、戌は未十二支が自ら互いに刑することについて述べれば、子は

歸る、 にあるのだ。亥は自らを刑し、 したがって亥卯未は木の位であるので、 卯の刑は子にあり、 刑は北方

あり、 戌の刑は未にある」と言う。 刑は南方にある。 らを刑し、 位なので、 は強い、各々その方位に還る。 刑は丑にある。水は流れて末に向かう。 辰は水の位であるので、 子の刑は卯にあり、 刑は西方にある。巳の刑は申にあり、 丑の刑は戌にある。 寅の刑は巳にあり、 刑は東方にある。申の刑は寅に 辰は自らを刑す。 したがって巳酉丑は金の 寅午戌は火の位なので、 午は自らを刑し、 したがって申子 金は剛く火 酉は自

とある。ここでは、子を「刑する」ものは卯に在る(「子刑 する主体の関係が述べられ、次に『五行大義』 在卯」)というように、各十二辰における刑される対象と刑 翼奉奏事」に、刑の位置する十二辰の五行と刑の移動先の が引く『漢書』

十二辰とその方位配当との関係が述べられている。すなわち、 図九 支自相刑と十二辰

木 卯 亥 未 亥 \mathbb{H} 丑 申 戌 寅 酉 酉 卯 子 水 金 辰 辰 巳 未 E 午

> 午 火

寅

刑は西

刑は南方に属する巳・午・未にある。これを表にすると表五

図示すると図九のようになる。

方に属する申・酉・戌にある。火に属する寅・午・戌の場合、 る寅・卯・辰にある。金に属する巳・酉・丑の場合、

のようになり、

子・丑にある。水に属する申・子・辰の場合、刑は東方にあ

木に属する亥・卯・未の場合、

刑はそれぞれ北方に属する亥・

* 義』を参照)。 (中村璋八 『五行大 外側は刑される支。 .側は刑する支、

戌

表五 十二辰と刑の位置関係

刑の初 期所在 子卯丑戌未 寅巳申辰午酉亥 の十二 水 木金火木 水 火 金 水火 金 辰 戊未丑 巳申寅辰午 卯子 西亥 木水 火木 金 金 水 水火金 刑の移 動先と 方位 東北 西南北南西東東南西北 金火水 火 木木火金 木 金

の方が前段にあるので、論刑条はこれに基づくものと解され○のようになる。なお、『五行大義』の編成では論方位雑条当と五行の関係について述べたものがあり、図示すると図一

方、

『五行大義』巻二論方位雑条には、

十二辰の方位配

図一〇 五行の方位配当と十二辰

る



に刑が在る場合、移動先は火の方位に属する未である。木にろう(表五参照)。水に属する子である。金に属する丑に刑が在る場合、移動先は水の方位に属する子である。金に属する丑に刑が在る場合、不の方位に属する別である。木に属する別に刑が在る場合、移動先は入り、大によると、刑の運行はそれぞれ以下のようになるであ以上によると、刑の運行はそれぞれ以下のようになるであ

属する亥に刑が在る場合、 に刑が在る場合、 る場合、移動先は火の方位に属する午である。金に属する西 移動先は木の方位に属する辰である。火に属する午に刑が在 は木の方位に属する寅である。水に属する辰に刑が在る場合、 位に属する申である。 る巳である。金に属する巳に刑が在る場合、 る。火に属する寅に刑が在る場合、 属する未に刑が在る場合、 移動先は金の方位に属する酉である。 水に属する申に刑が在る場合、 移動先は水の方位に属する丑であ 移動先は水の方位に属する亥であ 移動先は火の方位に属す 移動先は金の方 移動先

いて、今一度考えてみることにしよう。ここで先に論じた、天文訓の刑の運行の二つの可能性につ

る。

ると、 合は、 とは合わず、第一の場合の解釈だけでは説明できない部分が に思われる。しかし、 条と表五を基にして、 行の方位配当を考える場合である。そこで『五行大義』 初に居る辰の三合説における五行配当と刑の移動先の辰の五 動先の辰の三合説における五行配当のみを考える場合である。 第二は、三合説だけでなく五行の方位配当も用い、 第一は、刑の運行は三合説を用いるだけで解釈できると考 刑の最初に居る辰の三合説における五行配当と、 第一の三合説のみを用いた解釈で全て説明できるよう 天文訓②の「刑、 子、 丑・戌・未・寅・巳・申・辰・亥の場 水辰之木、木辰之水、 卯、 午、 酉の刑の運行を考えてみ 金・火立其處 刑の最 刑の移 論刑

要が生じるのである。合のように『五行大義』に見える五行の方位配当を用いる必残る。したがって、この問題を解決するためには、第二の場

b

あてはめて図にすると、図一一のようになる。 を考えたい。そこで刑の運行を天文訓①のように天の五宮に を考えたい。そこで刑の運行を天文訓①のように天の五宮に 表』 論刑・論方位雑条を用いることで②部分の刑の運行の解 釈が可能となるため、これを利用して天を分割して刑の移動 であるため、『五行大大義』のものと全く同じというわけではない。だが『五行大大義』のものと言いなる。

への移動 マの移動 への移動

a

木似卵似子 12 **亥** 8未 ® ∰: 12)亥 9 申 9寅 ② 戌 10 10 ① 卯 ① 水 ⑥ 申 **5**辰 ⑥ 巳 ⑤ 辰 (1)未 ③ 巳 ⑦午⑦午)火 ③ 寅 ⁽¹⁾ 戌

余

水 北 宮 子 ④ 亥 ① #± 8 戌 寅9 中宮 西宮 卯 ① 酉 東宮 土 (木 **金** ⑥ 申 ⑤辰 11)未 ③ 巳 ⑦ 午 火 宮 南

させている。

「と図(a)内側の刑の位置番号を東・西・南・北宮に対応展と図(a)内側の刑の位置となる。そして、図(b)では十二果的に刑の移動先の位置となる。そして、図(b)では十二図(a)の外側のそれぞれの辰に刑が在る場合、内側は結

文訓②の記述と合い、『五行大義』によって天文訓②が解釈位置が外側の「①子」で、次に内側の「①卯」に移動させ、その番号を図(b)に対応させると、「卯①」は東宮にある。これは天文訓の居り、次に図(b)の木に属す東宮に移る。これは天文訓の居り、次に図(b)の木に属する「①子」(図(a)にお、次に内側の「①卯」に移動させ、たとえば甲子を例にすると、図(a)において刑の最初のたとえば甲子を例にすると、図(a)において刑の最初のたとえば甲子を例にすると、図(a)において刑の最初のたとえば甲子を例にすると、図(a)において刑の最初のたとえば甲子を例にすると、図(a)において刑の最初のたとえば甲子を例にすると、図(a)において刑の最初のたとえば甲子を例にすると、図(a)において刑の最初の

できるのである。天文訓①の記述のみでは、刑が中宮に入ら 表六

ればよいのである。以上を踏まえて、二十歳刑徳の二十年のがって刑を移動させ、移動した場所の方位の五行配当を考えの三合説における五行を起点にし、次に「支自相刑」にしたの三合説における五行を起点にし、次に「支自相刑」にしたにあることを知ることによって、その理由が分かるのである。

行」の理論を用いて位置を確定する。一方、刑は太陰所在の であるうか。天文訓に「凡そ太陰を用うれば、のものだったのであろうか。天文訓に「凡そ太陰を用うれば、のものだったのであろうか。天文訓に「凡そ太陰を用うれば、のものだったのであろうか。天文訓に「凡そ太陰を用うれば、のものだったのであろうか。天文訓に「凡そ太陰を用うれば、のものだったのであろうか。天文訓に「凡そ太陰を用うれば、のものだったのであろうか。天文訓に「凡そ太陰を用うれば、のものだったのであろうか。天文訓に「凡そ太陰を用うれば、のものだったのであろうか。天文訓に「凡そ太陰を用うれば、のものだったのであるうか。天文訓に「凡そ太陰を用うれば、のものだったのである。 一方、刑は太陰所在の 一方、刑は太陰所在の とあり、これによれば戦で攻撃 を仕掛ける方向の有利・不利を占うために用いられるものと されている。すなわち二十歳刑徳では、天を東・西・南・北・ では二十年を周期として一年毎に天の五宮上を 当する。刑・徳は二十年を周期として一年毎に天の五宮上を 当する。那・徳は二十年を周期として一年毎に天の五宮上を 当する。那・徳は二十年を周期として一年毎に入いて、「陰陽」・「五 は、何を占うため

七のようになるであろう。

とする天体」・「使用する理論」・「使用目的」を表にすると表置を確定する。以下に二十歳刑徳の「移動」・「周期」・「基準十二辰を起点にし、「支自相刑」・「三合」の理論を用いて位

ハ 「二十歳刑徳」の二十一年目までの各年の刑・徳の位置

甲申	癸 未	壬午	辛巳	庚辰	己卯	戊寅	丁 丑:	丙子	乙亥	甲戌	癸酉	壬申	辛未	庚午	己巳	戊辰	丁卯	丙寅	乙 丑:	甲子	
東	中	北	南	西	東	中	北	南	西	東	中	北	南	西	東	中	北	南	西	東宮	刑
東	北	南	西	東	北	南	西	東	北	南	西	東	北	南	西	東	北	南	西	東宮	徳
年	二〇年目	年	一八年目	一七年目	一六年目	一五年目	一四年目	一三年目	一二年目	一一年目	一〇年目	九年目	八年目	七年目	六年目	五年目	四年目	三年目	二年目	一年目	

用し、一部追加。 (注) 一の表を引 ※陶磊『《淮南子・天文》研究-※陶器』への表を引

表七 「二十歳刑徳」の構成要素

使用目的	使用される理論	基準とする天体	周期	移動
戦争における攻撃方向の占い	三合 支自相刑	太陰	二十年	一年

結語

撃方向の占断に用いられ、伝世文献で実際に刑・徳の位置に決められた「刑」・「徳」は、現実においては戦争における攻た陰所在の十二辰を起点にし、支自相刑・三合の理論によって位置が定められ、、これに対して刑は、を要約すれば、徳は太陰の十干を起点にして、「陰陽」・以上、天文訓「二十歳刑徳」の刑・徳運行を検討した。そ以上、天文訓「二十歳刑徳」の刑・徳運行を検討した。そ

とあり、これは刑徳の位置・方位に言及した上での東方(高定東域、虜知殄滅、在于漏刻。(今年(壬申)刑在東方、誅貉之部先縱焉。捕斬虜騶、平

ついての言及したものが、『漢書』巻九九王莽伝中の王莽の

本論文では、これまで図示による説明・理論構成の検討を句麗方面)への軍事行動を予想したものである。

数術研究の基礎となるものである。

数術研究の基礎となるものである。

数術研究の基礎となるものである。

徳」篇の刑徳大遊の検討はきわめて重要なのである。 を」篇の刑徳大遊の検討した二十歳刑徳と運行形式が近いのは 別徳大遊の方で、そこには天文訓には見えない理論・図が見 別徳大遊の方で、そこには天文訓には見えない理論・図が見 がある。本論文で検討した二十歳刑徳と運行形式が近いのは がある。本論文で検討した二十歳刑徳と運行形式が近いのは がある。数術中の刑・徳観念の変遷を理解する上で、帛書「刑 には、「刑徳大遊」がある。

次の検討として、現存最古の刑徳占の文献である漢代初期

注

- (2) 刑徳占の現存最古のものには馬王堆帛書「刑徳」篇があり、そ(1) 胡文輝『中国早期方術與文献叢考』(中山大学出版、二〇〇〇年)。
- の抄写年代は漢代文帝期とされている。
- 『漢書』巻二六天文志等の文献では「太歳」と記されている。のことであろうと述べる。実際天文訓の「太陰」と同質のものは(3) ただし『淮南子』天文訓補注は、天文訓の「太陰」は「太歳」

- (5)『淮南子』巻三天文訓「太陰在寅、歳名曰攝提格。其雄爲歳星:(4) 楠山春樹『淮南子』(新釈漢文大系、明治書院、一九七九年)。
- 在丑、 傷・參爲對」。 星舍氐・房・心、 以八月、與之晨出東方。奎・婁爲對。太陰在子、歳名曰困敦、 東方。營室・東壁爲對。太陰在亥、歳名曰大淵獻、歳星舍角・亢、 爲對。 太陰在戌、歳名曰閹茂、歳星舍翼·軫、以七月、與之晨出 鄂、歳星舍柳・七星・張、以六月、與之晨出東方。須女・虚・危 晨出東方。尾・箕爲對。太陰在申、歳名曰涒灘。歳星舍東井・輿 心爲對。太陰在未、歳名曰協洽。歳星舍觜雋・參、以四月、 歳名曰敦牂。歳星舍胃・昴・畢、 歳星舍奎・婁、 以正月、與之晨出東方、翼・軫爲對。太陰在巳、歳名曰大荒落 柳・七星・張爲對。 以五月、與之晨出東方、斗・牽牛爲對。太陰在酉、歳名曰作 歳名日單閼。 歳名曰赤奮若、歳星舍尾・箕、 以十一月、與之晨出東方、 以二月、與之晨出東方、 歳星舍須女・虚・危、 以九月、與之晨出東方。胃・昴・畢爲對。 太陰在辰、 歳名曰執除。歳星舍營室・東壁 以三月、與之晨出東方。氏・房・ 以十月、與之晨出東方。觜 以十二月、 角·亢爲對。太陰在午 東井・輿鬼爲對。太陰在 與之晨出東方、 與之 歳
- 7)『漢書』卷二十一・律曆志「乃以前曆上元泰初四千六百一十七歳、7)『漢書』卷二十一・律曆志「乃以前曆上元泰初四千六百一十七歳、
- 其日庚辛。北方、水也、……其日壬癸」。 方、火也……其日丙丁。中央、土也……其日戊己。西方、金也…… 方、火也……其日丙丁。中央、土也……其日戊己。西方、金也…… 其日庚辛。北方、水也、……其日壬癸。
- (9) 『協紀辦方書』巻一·三合条「申子辰合水局。亥卯未合木局。寅

及於土也。然言陰陽書、『淮南子』亦可爲古」。 田合金局」……由今考之、陰陽家言三合者、唯水火木金而已、不以合局也。申子辰合水局也。亥卯未合木局。寅午戌合火局。巳酉午戌合火局。巳酉丑合金局。『考原』曰、「三合者取生旺墓、三者

10

胡文輝

『中国早期方術與文献叢考』(中山大学出版、二〇〇〇年

- 水爲火鬼、金共水生火中、則是鬼母子身。申是金位、兼復吉而已、申相剋者何」。又問云「金帶水生火中。火爲金鬼、史蘓『龜經』云「當成不成、視兆相刑」。又問云、「六合是刑の意味ついて、『五行大義』巻ニ論刑に、

懷水、巳是火位、復有生金、

還相讎、

故以爲刑」。

 $\widehat{12}$

辰がお互いに対立関係にあることを示している可能性がある。互いに「剋」・「讎」する故だとしている。「支自相刑」とは、十二互いに「剋」・「讎」する故だとしている。「支自相刑」とは、十二とある。ゴチック部で六合の関係にある申が巳を刑する理由につ

刑は亥。

凡そ刑下より來る者の禍は淺く、

刑上下より來る

- (3) 『五行大義』が引く『漢書』「翼奉奏事」は本文のようであるが、(3) 『五行大義』が引く「翼氏風角」に、「木落歸本、水流歸末」・「金剛火彊、各注が引く「翼氏風角」に、「木落歸本、水流歸末」・「金剛火彊、各諸其郷」とあり、『五行大義』と同じように五行の方位配当においい。しかし、翼奉伝の孟康以書」の「大大義」が引く『漢書』「翼奉奏事」は本文のようであるが、(3) 『五行大義』が引く『漢書』「翼奉奏事」は本文のようであるが、(3)
- 歳月日時刑条に、卯、子刑卯、故刑徳合東方宮」とし、さらに『開元占経』卷九一卯、子刑卯、故刑徳合東方宮」とし、さらに『開元占経』卷九一年)『淮南子』天文訓補注(以下補註と略す)は「甲子之歳……刑在

下來者禍淺、 未刑丑、 爲刑上。 謂之三刑、 子刑卯、 酉刑酉。 寅刑巳、 辰刑辰。巳刑申、申爲刑下、 丑爲刑下、戌爲刑上。 卯爲刑下、子爲刑上。丑刑戌、 刑上・刑下・自刑也 刑上來者災深。 巳爲刑下、申爲刑上。卯刑子、子爲刑下、 戌刑未、 未爲刑下、 自刑者兼刑上刑下、 申刑寅、 丑爲刑上。亥刑亥。凡刑 寅爲刑上、 戌爲刑下、未爲刑 寅爲刑下、己爲刑 其災尤深。 午刑午。 卯

爲り、 刑は酉の Ŀ 上 戌は刑下爲り、 子の刑は卯、 上爲り。 上爲り、 上爲り。 申 戌の刑は未、 午 辰 -は刑上爲り。 ・の刑は寅、 の刑は午。 の刑は辰。 卯は刑下爲り、 未は刑上と爲り。 巳の刑は申、 未は刑下爲り、 寅は刑下爲り、 未の刑は丑、 卯の刑は子、 子は刑上爲り。丑の刑は戌 寅の刑は巳、巳は刑下と 申は刑下爲り、 子は刑下爲り、 丑は刑下爲り、 丑は刑上爲り。 己は刑上爲り。 戌は刑 寅は刑 卯は刑 亥の 酉の

> とあるのを引用して、 係にあるものについて、「丑刑戌」・「戌刑未」・「未刑丑」とあるが 刑戌」の場合、「刑上」は未となる。本段には丑・戌が相刑する関 ある「刑上」は○刑△の○にはそのまま対応しない。例えば、「丑 まま対応しているが、丑・未・戌、寅・巳・申は刑される対象で 子・卯は○刑△で表される句において○が刑上、△が刑下にその を「刑上」・「刑下」・「自刑」にそれぞれ分けている(「自刑」する 刑」は自分の辰を自ら刑することを指す。『開元占経』では十二辰 の未となる。 ○が丑の場合、 (午・辰・酉・亥)以外は「刑上」・「刑下」の両方になり得る) は尤も深し。 「刑上」とは刑される対象、「刑下」とは刑する主体で、 の災は深し。 刑上は△に丑が入った場合の○、つまり「未刑丑 これを三刑と謂い、 これが 自刑する者は刑上・刑下を兼ねて、 『淮南子』の刑徳であると説明して 刑上・刑下・自刑なり。

中村璋八『五行大義』(明治書院、一九九八年)

15

- 巳午未……西方庚辛、申酉戌……北方壬癸、亥子丑」。(16)『五行大義』巻二論方位雑条「東方甲乙、寅卯辰……南方丙丁)
- 年)。 年)。
- (18) 北極紫微垣の内にある星

 $\widehat{19}$

《本学大学院博士後期課程在籍